

平成 29 年 9 月 12 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
地域保健担当理事 花岡 正人  
宮下 明

「医療計画について」の一部改正について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

神奈川県医師会  
会長 菊 岡 正 和  
(公印省略)

「医療計画について」の一部改正について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省医政局長より各都道府県知事あて通知があり、本会に対しても日本医師会長を介して了知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようご送付させていただきます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>  
→ 会員専用ページ → お知らせ (地域保健関係) 〉

お問い合わせ先  
地域医療企画課 担当：松井  
横浜市中区富士見町 3-1  
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464  
E-mail s-matsui@kanagawa.med.or.jp



日医発第 484 号(地 I 125)

平成 29 年 8 月 10 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長

横 倉 義 武

「医療計画について」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より通知「「医療計画について」の一部改正について」が、また、同局地域医療計画課長より通知「「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について」が各都道府県宛に発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がございました。

両通知につきましては、先般、平成 29 年 4 月 7 日に発出した「医療計画について」(日医発第 48 号(地 I 8))にてご案内しております。

今般の医政局長通知では、基準病床数においては、既存病床との関係性だけでなく、地域医療構想における将来の病床数の必要量を踏まえて対応することを記載しております。具体的には、平成 29 年 6 月 25 日付(地 I 78)にてご案内した「地域医療構想を踏まえた病床の整備に当たり都道府県が留意すべき事項について」の留意事項を参照することとされております。

次に、医療従事者の確保については、地域医療支援センター事業等における地域枠及びキャリア形成プログラムの観点を踏まえて記載することとされております。地域枠については、大学所在都道府県の出身者が、臨床研修後、その都道府県に定着する割合が高いことを踏まえ、地域枠の入学制は原則として地元出身者に限定すること、また、地域枠が他の都道府県に所在する大学医学部に設置された場合についても、原則として出身都道府県で臨床研修を受けるようキャリア形成プログラムに位置づけることとされております。その他、医師以外の医療従事者の確保等については、別添の新旧対照表をご参照ください。

また、療養病床の基準病床数の算定方法における「介護施設、在宅医療等で対応可能な数」は、地域医療構想で推計した将来の居宅等における医療の必要量から、介護医療院等への転換が見込まれる病床数を除くこと等とされています。

最後に、介護保険事業（支援）計画との整合性の確保は、別途通知を発出して具体的内容を示すこととされております。

次に、課長通知においては、「5 疾病 5 事業」について脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患、精神疾患（認知症）、周産期医療の提供体制（無産科二次医療圏問題の解消等）について、追記がなされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴都道府県において医療計画の作成が審議される際には主導的な役割を果たしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。